

奈良県告示第百六十八号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）	第二十四条	河川区域内の土地の占用の許可（許可の期間の更新のみに係るものに限る。）

二 適用日

平成二十一年八月二十六日